

京都市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

京都市都市計画法施行細則の一部を次のように改正する。

第24条中「第25条第4号かっこ書き」を「第25条第4号括弧書き」に、「4メートル」を「3.75メートル」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)